(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人定款(以下「定款」という。)第8条に規定する役員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

- 第2条 役員は、神戸市公立大学法人(以下「法人」という。)の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。
- 2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。 (副理事長)
- 第3条 法人に2名以内の副理事長を置き、理事長に事故があるとき又は欠員のときは、 その職務を学長である副理事長、学長でない副理事長の順に代理する。

(理事)

- 第4条 法人に6名以内の理事を置き、その職務はあらかじめ理事長が定めるものとする。
- 2 副理事長に事故があるとき又は欠員のとき、その職務を代理する理事の順序については、あらかじめ理事長が定めるものとする。

(副理事長及び理事の任期)

- 第5条 学長でない副理事長及び理事(以下「副理事長等」という。)の任期は、定款第12条第2項の規定により2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の副理事長等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、副理事長等の任期は、当該理事を任命した理事長の任期 の末日までとする。
- 4 学長となる副理事長の任期は、学長の任期による。

附則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人神戸市外国語大学役員規程(2007年4月規程第3号)は、廃止する。